

（参考②）勘定科目の説明－医療系サービス－

● 損益計算書

勘定科目		説 明
事業収益		
入院診療収益		入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療、介護保険 等）
室料差額収益		特定療養費の対象となる特別の療養環境の提供に係る収益
外来診療収益		外来患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療 等）
保健予防活動収益		各種の健康診断、予防接種など集団的保健予防活動による収益
医療相談収益		人間ドック、妊産婦保健指導など個別的保健予防活動による収益
受託検査・施設利用収益		他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収益及び医療設備機器を他の医療機関の利用に供した場合の収益
その他の医業収益		文書料等上記に属さない医業収益（施設介護及び短期入所療養介護以外の介護報酬を含む） ※訪問看護事業、通所リハビリ事業、居宅介護支援事業等の介護保険収益については含めないでください。但し、費用を分けることができない場合は、その収益を「その他の医業収益」に記入してください
保険等査定減		社会保険診療報酬支払基金などの審査機関による審査減額
事業外収益		受取利息及び配当金、有価証券売却益、運営費補助金収益、施設設備補助金収益（特別利益に属するものを除く）、患者外給食収益 等
うち受取利息		医業外収益のうち、預貯金の利息等の再掲
特別利益		固定資産売却益、その他の臨時収入 等

勘定科目	説 明
事業費用	
給与費	病院で直接業務に従事する従業員に対する給料、手当 ※役員報酬は給与費には計上せず、「役員報酬」欄に記入
法定福利費	病院で直接業務に従事する役員・従業員に対する健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、各種の組合法などの法令に基づく事業主負担額
退職給付費用	病院で直接業務に従事する従業員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額（役員であることに起因する部分を除く）
役員報酬	病院の負担に属する役員報酬（役員退職給付費用を含む）
医薬品費	投薬用薬品の費消額、注射用薬品（血液、プラズマを含む）の費消額、外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品の費消額
その他の医療材料費	診療材料費、医療消耗器具備品費などの医薬品費以外の医療材料費
給食材料費	患者給食のために使用した食品の費消額
給食委託費	外部に委託した給食業務の対価としての費用
その他の委託費	委託した業務の対価としての費用（検査委託費、寝具委託費、医事委託費、清掃委託費、保守委託費 等）
リース料	リース契約に基づく支払いであって、リース料又は賃借料として会計処理をしている場合の額
賃借料	上記以外の機器賃借料
地代家賃	土地、建物などの賃借料
水道光熱費	電気、ガス、水道、重油などの費用（車両関係費に該当するものは除く）
修繕費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、現状回復に要した通常の修繕のための費用
本部費配賦額	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用
その他の費用	福利厚生費（法定福利費を除く）、旅費交通費、職員被服費、通信費、消耗品費などの費用 （上記医業費用及び「減価償却費」以外の費用）
減価償却費	固定資産の計画的・規則的な取得原価の配分額
事業外費用	支払利息、有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免、医業外貸倒損失等
うち支払利息	医業外費用のうち借入金の支払利息の再掲
特別損失	固定資産売却損、災害損失等の臨時損失、前期損益修正損 等
税引前当期純利益	税引前純損益
法人税、住民税及び事業税	当該会計期間にかかる法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の施設の負担に属するものとして計算された金額

勘定科目	説 明
長期借入金元金償還額の状況	借入金の年間償還額のうち、当該施設にかかる長期借入金（当機構のみでなく、他の金融機関からの借入金も含む）の元金償還額
通常償還分	長期借入金元金返済額のうち通常の元金償還額
借替一括償還分	長期借入金元金返済額のうち繰上償還に伴う元金償還額

● 貸借対照表

勘定科目	説 明
流動資産	
うち現金及び預金	現金、他人振出当座小切手、送金小切手、郵便振替小切手、送金為替手形、預金手形（預金小切手）、郵便為替証書、振替貯金貯金払出証書、期限到来公社債利札、官庁支払命令書等の現金と同じ性質を持つ貨幣代用物及び小口現金 等当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、郵便貯金、郵便振替貯金、外貨預金、金銭信託その他金融機関に対する各種掛金など。ただし、契約期間が1年を超えるものは「その他の資産」に含める
事業未収金	医業未収金又は施設運営事業に対する未収入金
たな卸資産	医薬品、給食用材料、貯蔵品（診療材料、医療消耗器具備品、その他の消耗品及び消耗器具備品）のたな卸高
その他の流動資産	医業収益・施設運営事業収益以外の収益に対する未収金（手形債権を含む）、売買目的有価証券、前渡金、前払費用、未収収益、短期貸付金、立替金、仮払金等上記の科目に属さない債権等であって、1年以内に回収可能なもの
固定資産	
土地	当該事業活動のために使用している土地
建物・構築物	診療棟、病棟、管理棟、職員宿舎など病院に属する建物・構築物及び電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備 ※土地を除く有形固定資産について減価償却を行う科目については、取得原価ではなく、減価償却累計額を控除した額を記入してください
器械備品・車両	医療用器械備品、その他の器械備品、救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶（ファイナンスリース契約によるものを含む） 等
その他の有形固定資産	構築物、放射性同位元素、その他の有形固定資産
建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼動するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金 等
無形固定資産	借地権（地上権及び貸借権）、ソフトウェア、電話加入権、給湯権、特許権 等上記の科目に属さないもの
うちソフトウェア	無形固定資産のうちソフトウェアとして計上している額
その他の資産	有形固定資産、無形固定資産以外の資産（満期保有目的の有価証券、長期貸付金、長期前払費用、貸倒引当金、関係団体に対する出資金、差入保証金 等、上記の科目に属さないもの）
うち長期貸付金	その他の資産のうち長期貸付金として計上している額

勘定科目	説 明
流動負債	
支払手形	手形上の債務。ただし、金融手形は「短期借入金」又は「長期借入金」に含めて計上してください。
買掛金	医薬品、診療材料、給食用材料などな卸資産に対する未払債務
短期借入金	公庫、事業団、機構、金融機関、役員等からの借入金で、当初の契約において1年以内に返済期限が到来するもの
1年以内返済予定長期借入金	地方債及び公庫、事業団、機構、金融機関などからの借入金及び一般会計からの借入金であって期間が1年を超える借入金であって、1年以内の返済予定の長期借入金
未払金・未払費用	器械、備品など償却資産及び医業費用等に対する未払債務及び賃金、支払利息、賃借料など時の経過に依存する継続的な役務給付取引において既に役務の給付は受けたが会計期末までに法的にその対価の支払い債務が確定していない分の金額
その他の流動負債	(入院) 預り金、前受金、前受収益、賞与引当金、仮受金 等上記の科目に属さない債務、引当金等であって、1年以内に期限が到来するもの。
固定負債	
医療機関債	「医療機関債発行のガイドラインについて」平成16年10月25日付医政発1025003号に基づいて発行される借入金の目的を証する証拠証券であって期間が1年を超えるもの
長期借入金	地方債及び公庫、事業団、機構、銀行などからの借入金並びに一般会計からの借入金であって、当初の契約において1年を超えて返済期限が到来するもの
長期未払金	器械、備品など償却資産に対する未払債務のうち期間が1年をこえるもの
リース債務	リース契約による債務
退職給付引当金	退職給付に係る会計基準等に基づき従業員が提供した労働用益に対して将来支払われる退職給付に備えて設定される引当金
その他引当金	その他の引当金
その他の固定負債	上記の科目に属さない債務であって期間が1年を超えるもの
資本	
資本金・基金・基本金	一般出資金、政府出資金、自治体出資金など資本主の出資金
資本剰余金	資本準備金、資本剰余金 等
利益剰余金	定款の規約、総会の決議などによって積立てられた利益剰余金及び租税特別措置法などによって積立てられた価格変動準備金など